

税務徴収課から家屋についてのお願い

【家屋を新築・増築したとき】

家屋（居宅・物置・車庫・店舗・作業所等すべての建物）を新築・増築した場合、その翌年度から固定資産税が課税されることとなります。固定資産税の適正な課税を行うために、把握する必要がありますので、今年の1月1日から12月31日までの間に、家屋を新築・増築され、家屋調査がお済みでない方は、お早めに下記までご連絡ください。

【家屋を取り壊したとき】

家屋の固定資産税は毎年1月1日を基準として課税されます。家屋（居宅・物置・車庫・店舗・作業所等すべての建物）を取り壊された方は、忘れずに「建物滅失届」を提出してください。提出の際は、必ず印鑑（認印）が必要になりますので、ご持参ください。提出されない場合、年内に家屋を取り壊したにも関わらず、翌年度も固定資産税が課税されることがあります。

なお、家屋が登記されている場合は、法務局にて滅失の手続きをしてください。

【未登記家屋の名義変更があったとき】

未登記家屋を相続、売買などにより所有者の名義変更をしたときは、「家屋課税台帳の変更申告書」を提出してください。提出していただいた翌年度から所有者（納税義務者）を変更します。

○提出期限 12月26日(金)

○提出先 市役所本庁税務徴収課または各総合支所市民福祉課

問 本庁 税務徴収課資産税G ☎52-1111 内線235 FAX53-5415

茨城県議会議員一般選挙のお知らせ

平成27年1月7日の任期満了に伴う茨城県議会議員一般選挙についてお知らせします。

- 告示日 平成26年12月5日(金)
- 選挙期日(投票日) 平成26年12月14日(日)
- 選挙すべき人数 常陸大宮市選挙区 1人
- 立候補予定者説明会(常陸大宮市選挙区)
日 時 11月5日(水) 10:00～
場 所 茨城県庁9階講堂

※常陸大宮市選挙区において、立候補者が定数を超えない場合は投票を行いません。

問 本庁 常陸大宮市選挙管理委員会(総務課内)

☎52-1111 内線318 FAX53-6010



個人事業税の納税について

平成26年度の個人事業税の第2期分の納付書は、11月中旬に発送されます。

納付期間は11月21日(金)から12月1日(月)までとなりますので、期限内に納付されますよう、お願いします。

なお、既に預金口座からの振り込み手続きをされている方は、12月1日(月)に口座引き落としになりますので、残高の確認をお願いします。

詳しく知りたい方、また、新たに口座振替制度の申し込みを希望される方は、下記までお問い合わせください。

**問 茨城県常陸太田県税事務所課税第一課
個人事業税担当**

☎0294-80-3311